

診療録（カルテ）記載が算定要件となっている主な医学管理料

- ①…管理（指導）内容の要点を記載
 ②…検査結果と治療計画の要点または治療計画と診療内容の要点を記載
 ③…②の項目とその他必要な項目の記載
 ④…指導内容やその他必要な要件の記載
 ⑤…指導内容及び交付文書の写しの保管
 ⑥…その他算定した旨の記載

項目	カルテ記載項目
特定疾患療養管理料	①管理内容の要点
ウイルス疾患指導料 1	①指導内容の要点
特定薬剤治療管理料	②薬剤の血中濃度、治療計画の要点。投与薬剤の血中濃度を測定し、薬剤投与量を精密に管理した場合に算定
悪性腫瘍特異物質治療管理料	②腫瘍マーカー検査の結果及び治療計画の要点
小児特定疾患カウンセリング料	③疾病の原因と考えられる要素、診療計画及び指導内容の要点等カウンセリングに係る概要
小児科療養指導料	①指導内容の要点
てんかん指導料	②診療計画及び診療内容の要点
難病外来指導管理料	②診療計画及び診療内容の要点
皮膚科特定疾患指導管理料	②診療計画及び指導内容の要点
外来栄養食事指導料	④医師は、診療録に管理栄養士への指示事項（少なくとも熱量・熱量構成、蛋白質質量、脂質量についての具体的な指示）。管理栄養士は、患者ごとに栄養指導記録を作成し、指導内容の要点及び指導時間
心臓ペースメーカー指導管理料	②計測した機能指標の値及び指導内容の要点
在宅療養指導料	④医師は診療録に保健師又は看護師への指示事項を記載。保健師又は看護師は、患者ごとに療養指導記録を作成し療養指導記録に指導の要点、指導実施時間
慢性維持透析患者外来医学管理料	④安定した状態にある慢性維持透析患者について、特定の検査結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定
高度難聴指導管理料	①指導内容の要点
喘息治療管理料	④ピークフローメーター、ピークフロー測定日記等を患者に提供し、計画的な治療管理を行った場合に算定
慢性疼痛疾患管理料	④療養上必要な指導を行った場合に算定
小児悪性腫瘍患者指導管理料	②治療計画及び指導内容の要点
糖尿病合併症管理料	④専任常勤医師又は当医師の指示を受けた専任常勤看護師が、糖尿病足病変ハイリスク要因に関する評価を行い、その結果に基づいて、指導計画を作成する。看護師に対して指示を行った医師は、診療録に看護師への指示事項を記載する。②当該医師又は看護師は、糖尿病足病変ハイリスク要因に関する評価結果、指導計画及び実施した指導内容
耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料	②診療計画及び指導内容の要点
がん性疼痛緩和指導管理料	②麻薬の処方後の疼痛の程度（疼痛の強さ、部位、性状、頻度等）、麻薬の処方後の効果判定、副作用の有無、治療計画及び指導内容の要点
糖尿病透析予防指導管理料	④透析予防診療チームは、糖尿病性腎症のリスク要因に関する評価を行い、その結果に基づいて、指導計画を作成。看護師（又は保健師）及び管理栄養士に対して指示を行った医師は、診療録に指示事項。②透析予防診療チームは、診療録、療養指導記録及び栄養指導記録に糖尿病性腎症のリスク要因に関する評価結果、指導計画及び実施した指導内容
乳幼児育児栄養指導料	①指導の要点。育児、栄養その他療養上必要な指導を行ったときに算定
地域連携夜間・休日診療料	①診療内容の要点、④診療医師名及び主たる勤務先名
地域連携小児夜間・休日診療料	①診療内容の要点、④診療医師名及び主たる勤務先名
外来リハビリテーション診療料	④医師はリハビリテーション料の算定ごとにリハビリテーションスタッフとカンファレンスを行い、患者のリハビリテーションの効果や進捗状況等を確認し、診療録にその要点
生活習慣病管理料	⑤服薬、運動、休養、栄養、喫煙及び飲酒等の生活習慣に関する総合的な治療管理を行う旨、患者に対して療養計画書により丁寧に説明を行い、患者の同意を得て計画書に患者の署名を受けた場合に算定。交付した療養計画書の写しを診療録に貼付
ニコチン依存症管理料	①治療管理の要点
肺血栓塞栓症予防管理料	④肺血栓塞栓症の予防を目的として、必要な機器又は材料を用いて計画的な医学管理を行った場合に算定
リンパ浮腫指導管理料	①指導内容の要点
開放型病院共同指導料（Ⅰ）	④患者を入院させた保険医の診療録には、開放型病院において患者の指導等を行った事実を記載し、開放型病院の診療録には患者を入院させた保険医の指導等が行われた旨の要点
退院時共同指導料（Ⅰ）	⑤行った指導の内容等について、要点を診療録に記載し患者又はその家族等に提供した文書の写しを診療録に添付
介護支援連携指導料	⑤指導内容等の要点。患者又はその家族等に提供した文書の写しを診療録に添付。また、指導の内容を踏まえ作成されたケアプランは、患者の同意を得て、介護支援専門員に情報提供を求めて、ケアプランの写しを診療録に添付
退院時リハビリテーション指導料	①指導（又は指示）内容の要点
退院前訪問指導料	①指導又は指示内容の要点
診療情報提供料（Ⅰ）	④事前に紹介先の機関と調整の上、紹介先機関ごとに必要事項を記載し、患者又は紹介先機関に交付。交付文書の写しを診療録に添付
薬剤情報提供料	⑥薬剤情報を提供した旨を記載
傷病手当金意見書交付料	⑥診療録の労務不能欄に記載
療養費同意書交付料	④交付文書の写し保管